

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	労働雇用課	整理番号	5-1-2
許認可等の種類	労働金庫の役員又は参事の兼職の認可			
根拠法令条例等・条項	労働金庫法第35条第1項、労働金庫法施行令第11条第1項第1号、労働金庫法施行規則第15条			
許認可等の概要	金庫を代表する理事並びに常勤役員及び参事の兼職の認可			
審査基準 (未設定の場合はその理由)	<p>未設定（審査基準が法令の定め尽くされているもの） [参考] 労働金庫法施行規則第15条第2項 当該申請に係る金庫の役員等が金庫を代表すること又は金庫の常務に従事することに対し、当該申請に係る他の金庫等の常務に従事する役員又は参事となることが何らの支障を及ぼすおそれのないものであるかどうかを審査するものとする。</p>			
基準の制定根拠	—			
標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため) [参考] 労働金庫法施行規則第157条第1項及び第2項(標準処理期間) 1か月以内</p>			
期間の制定根拠	—			